

① 発見

担任・学年主任・教科担任・クラブ担当・
養護教諭・生徒指導主事・教育相談 等

- いじめの現場を発見
- 本人や他の児童からいじめの相談
- いじめアンケート・日記・連絡帳による本人の訴え
- 本人の保護者から訴え
- 他の児童の保護者からの情報提供
- 地域や公民館などの人からの情報提供
- 上記以外からの情報提供

② 聞き取り

生徒指導主事が中心となり、
複数の職員で分担して対応

- <職員の子童への事情聴取を指示>
生徒指導主事・主幹教諭
- <いじめ事案の背景調査>
生徒指導主事・教育相談担当
学年主任・担任
- <情報を集約>
生徒指導主事・学年主任

- 関係者から、個々に話を聞く。
- できる限り多くの情報を得る。
- 聞き取り内容
(いつ・どこで・誰が・何を・どのよう
に等)を明確に定めておく。

【聞き取りの際の注意事項】

- ・児童が安心して話せる人や場所に配慮する。
- ・相談室や校長室などで話を聞き、児童本人のプライバシーに配慮する。
- ・関係者からの情報に食い違いがないかを確認する。
- ・情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないよう細心の注意を払う。

③ 報告・共有

報告 (口頭・記録)

学年主任

報告 (口頭・記録)

主幹教諭・生徒指導主事

報告 (口頭・記録)

校長・教頭(管理職)

記録にて報告

報告・相談

招集

- <可児市教育委員会へ報告・相談>
教頭・生徒指導主事
- <可児警察署へ通報>
教頭・生徒指導主事
- <子ども相談センターへ報告・相談>
教頭・生徒指導主事・教育相談担当
- <いじめに関連する小・中学校へ連絡>
教頭・主幹教諭・生徒指導主事

招集

④組織対応「学校いじめ対策組織」

報告・情報の整理・共有

対応方針の決定

指導・対応者編成
事案の状況により、対応者の決定
担任・学年主任・生徒指導主事・
教育相談担当・養護教諭・教頭等

■メンバー
校長、教頭、
主幹教諭、教務主任
生徒指導主事
学年主任
担任
教育相談担当
養護教諭 等

■初期の組織対応
(1)情報の整理と共有
・いじめの態様
・聞き取り状況
・いじめの構図
(2)対応方針の決定
・本人のケア
・関係者への指導 等

<保護者への説明および連携>
担任・学年主任・生徒指導主事・教育相談担当・教頭

助言

【外部専門家】

- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー
- ・学校相談員
- ・弁護士
- ・医師
- ・警察官経験者 等

適宜連絡

連携

報告

指導

相談

支援

報告

共通理解

加害児童
および
被害児童
の保護者

可児市
教育委員会

警察
子ども相談
センター

職員会議

いじめ解消に向けた指導